

水道施設が生まれ変わります

生活に欠かせない水道。水道水をつくる浄水施設や水道水をお届けする水道管は老朽化が進んでおり、このまま使い続けることが難しくなっています。そのため水道部では、水道システムの再構築に着手しており、より安全性が高く安定的に水を送ることのできる施設に順次作り替えていきます。平成26年度(2014年度)に、下記の2つの工事の実施設計を行っています。

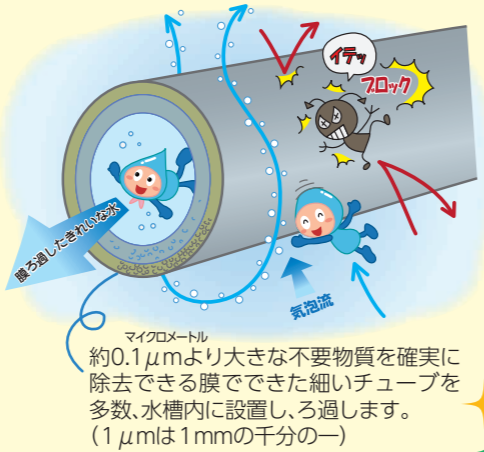
水道システムの再構築の概要

整備項目	現在 (平成22年度)	現在 (平成26年度)	～5年後 (平成31年度)	～10年後 (平成36年度)	～20年後 (平成46年度)	～40年後 (平成66年度)
浄水施設の再構築		片山浄水所 処理施設更新 基本・実施設計	片山浄水所 処理施設更新 約43億円	泉浄水所・片山浄水所の維持・補修・改良及び地下水の確保		
配水施設の整備		【企業団】千里浄水池更新・千里幹線2重化 近隣市との施設の共同化		配水施設の整備・更新		
基幹管路※ の整備	東日本 大震災後 ペースアップ	片山・泉 連絡管整備 基本・実施設計	片山浄水所・泉浄水所 連絡管整備 約34億円	南千里(千里幹線分岐)・片山 送水管整備	送水管の耐震化・2系統化 配水本管の耐震化・ループ化	
配水支管※ の整備	経年管更新 平成22～25年度 年間約4km	重要給水施設67か所(病院、小中学校)への管路の耐震化		配水支管の更新・新設		
	第1期アクションプラン (平成22～25年度までの実績) 建設改良工事 施設:約16億円 管路:約36億円	第2期アクションプラン (平成26～29年度までの計画) 建設改良工事 施設:約41億円 管路:約84億円				

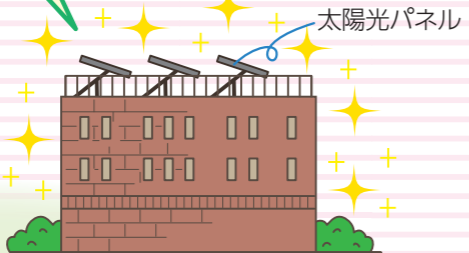
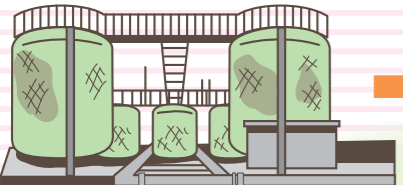
設計1 片山浄水所処理施設の更新

- 内容** ◆老朽化し、処理能力が低下している片山浄水所を膜処理方式の施設にするとともに、水処理したあとの排水を処理する施設を建設します。
- ◆建設以来の抜本的な更新であり、浄水施設の再構築の中で重要な事業です。
- 特長** ◆災害時にも安定した水処理が可能となります。
- ◆処理施設全体がコンパクトになります。
- ◆現行の浄水処理を継続しながら更新工事を行うことができます。
- 費用** 約43億円

<膜処理方式のイメージ>



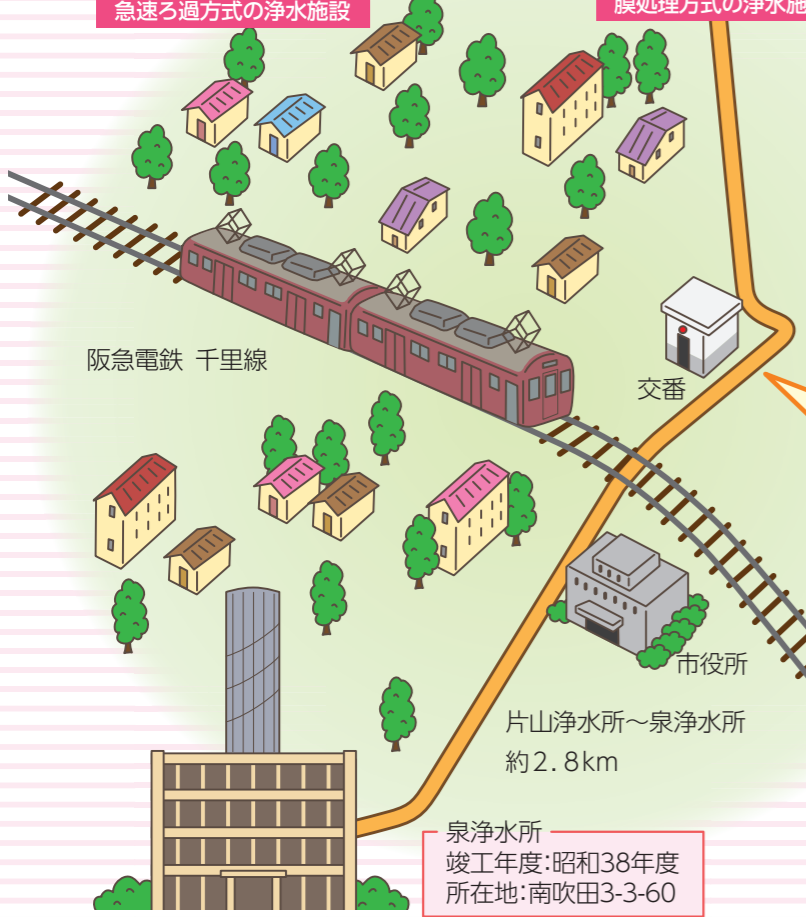
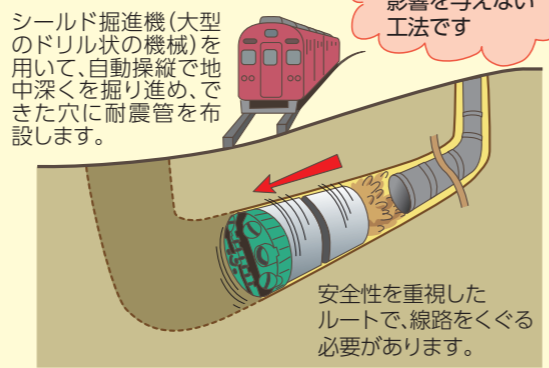
片山浄水所
竣工年度:昭和28年度
所在地:朝日が丘町25-1



設計2 片山浄水所・泉浄水所連絡管の布設

- 内容** シールド工法により、片山浄水所と泉浄水所を本市最大の直径1mの連絡管でつなぐ工事です。
- 特長** ◆高地にある片山浄水所から低地の泉浄水所へ、電力を使うことなく自然流下で送水できます。
- ◆地震災害などで一方の浄水所が被害を受け水づくりができない場合でも他方から給水を行うことができ、応急給水機能を確保するという重要な役割を果たします。
- 費用** 約34億円

<シールド工法のイメージ>



『今後の吹田市水道事業と料金のあり方について』

第9次吹田市水道事業経営審議会から答申をいただきました。

平成25年6月13日に市長から審議会に諮問して以降、およそ1年間で9回にわたる審議を重ね、平成26年6月23日に答申があったものです。

答申 「安心・安全の水道を将来にわたり持続させるために、施設整備においてはマスタープランに描く将来像を目指して、必要な事業を計画的に推進することが求められる。そのための財源としては、効率的な事業経営を行うことを前提に、水道料金の見直しを行い、受益者に応分の負担をしていただくことが必要である。」

大要

今後の建設改良事業のあり方について

- 吹田市水道施設マスタープランに描く将来像を目指して、計画的に施設整備を推進すること
- 基幹管路整備の着実な推進と経年管路更新のペースアップ
「片山浄水所・泉浄水所連絡管布設工事」を含めた着実な基幹管路整備を図ること。
経年管路の更新のペースアップを図ること。
 - 施設の耐震化と更新による安定給水確保
「片山浄水所処理施設更新工事」を計画どおり行い、さらなる安定給水の確保を図ること。
 - 大規模災害時の対策としての管路の耐震化や応急給水所の整備
地震等大規模災害が起こった場合でも、「ここに行けば水がある」という安心感が得られるように、重要給水施設までの管路の耐震化を計画的に進めること。

料金のあり方について

- 今後の建設改良事業の着実な推進のために、その財源確保として水道料金の見直しが必要
- 安定的な料金収入確保に向けた見直し
安定的な収入確保のため、基本料金と従量料金が適切な配分比率となるよう見直すこと。
 - 受益者間の公平性を図る
供給単価(販売単価)が給水原価(製造単価)を下まわる逆ザヤの解消や受益者間の公平性を図る観点からも逓増度の緩和を図ること。(現在の料金体系では使用水量が多いほど料金単価が高い設定となっているが、水道料金の見直しにあたっては使用水量の違いによる単価の差を縮めること。)